

平成 2 9 年

議会運営委員会記録

平成 2 9 年 8 月 2 9 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成29年8月29日（火曜日）
午前 9時30分 開会 午前11時01分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	吉 田 けさみ 議員	副 委 員 長	猪 原 陽 輔 議員
委 員	吉 田 武 司 議員	委 員	富 澤 啓 二 議員
委 員	金 井 伸 夫 議員	議 長	齊 藤 秀 雄 議員
副 議 長	村 田 富士子 議員	委 員 外 議 員	菅 原 満 議員
委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員	委 員 外 議 員	赤 松 祐 造 議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	橋 本 久	総 務 部 長	安 井 和 男
秘書広報課長	松 戸 克 彦	総 務 人 権 課 長	寄 口 昌 宏

◇事務局職員

議会事務局長	本 間 修	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	高 橋 澄 枝	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

特定事件1 次の議会の会期予定について
平成29年和光市議会9月定例会の会期予定について
特定事件7 議会だよりの編集、作成について

午前 9時30分 開会

○吉田けさみ委員長 おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。まず、会議には議長と、オブザーバーとして副議長と3名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。

松本市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、平成29年9月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

今定例会につきましては、31日に開会すべく、24日に招集告示をさせていただいたところでございます。提出する案件でございますが、報告が2件、工事契約の締結が1件、条例の一部改正が4件、条例等の廃止が1件、市道路線の認定が1件、補正予算が5件、歳入歳出決算の認定が5件、決算の認定及び剰余金の処分が2件、合計21件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務部長から順次御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○吉田けさみ委員長 市長は公務のため退席します。

休憩します。(午前 9時31分 休憩)

再開します。(午前 9時32分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成29年和光市議会9月定例会の会期日程について、特定事件7、議会だよりの編集、作成についてとして、和光市議会だよりNo.100についてです。

資料を確認します。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成29年和光市議会9月定例会についてを議題とします。

提出議案は、報告2件、議案19件です。

提出議案の説明をお願いいたします。

安井総務部長。

○安井総務部長 それでは、本会議に提出する報告及び議案について順次説明いたします。

初めに、報告第4号、継続費の精算報告について説明いたします。

本報告については、平成27年度埼玉県和光市水道事業会計予算において設定した継続費、第8次拡張事業南浄水場第3配水池建設事業について、継続費に係る継続年度が終了し、事業が

完成したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、継続費精算書を調製し、報告するものであります。

次に、報告第5号、平成28年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明いたします。

平成28年度決算の確定に伴い、当該決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が確定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

次に、議案第52号、庁舎防災拠点整備工事の請負契約の締結について説明いたします。

庁舎防災拠点整備工事の請負契約については、平成29年8月3日に、千代本興業株式会社と仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

契約金額は2億2,464万円、工事場所は和光市広沢1番5号であります。

次に、議案第53号、和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

労働安全衛生法第13条第1項及び労働安全衛生法施行令第5条の規定に基づき、50人以上の職員が勤務するみなみ保育園に産業医を選任するため、非常勤の特別職として保育園産業医を設置し、その報酬額を定めるものであります。

次に、議案第54号、市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料等について見直しを行うため、和光市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、7月26日、審議会に対して諮問を行い、8月21日、審議会から答申を受けましたので、答申内容に即して、本改正案を提出するものであります。

改正内容といたしましては、まず、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬月額をそれぞれ1万円引き上げ、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の期末手当の年間支給割合をそれぞれ0.3月分引き上げます。また、市長の給料月額を2万円、副市長及び教育長の給料月額をそれぞれ1万円引き上げ、市長、副市長及び教育長の期末手当の年間支給割合をそれぞれ0.45月分引き上げます。

またこのほか、市長、副市長及び教育長に対して、これまで通勤手当を支給しておりませんでしたので、一般職の例により、通勤手当を支給するための改正を行います。

施行年月日につきましては、平成30年4月1日となります。

次に、議案第55号、副市長の給料の特例に関する条例等を廃止する条例を定めることについて説明いたします。

市長の給料の一部を減額して支給する特例期間が、平成29年5月25日をもって終了したことに伴い、副市長の給料の特例に関する条例及び和光市教育委員会教育長の給料の特例に関する

条例を廃止して、副市長及び教育長の給料の一部を減額して支給する特例措置を終了させ、また、減額特例期間の終了した市長の給料の特例に関する条例についても、あわせて廃止するものであります。

次に、議案第56号、和光市税条例の一部を改正する条例を定めることについて、及び議案第57号、和光市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについては、関連がありますので一括して説明いたします。

今回の改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が、平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことなどに伴い、平成29年6月定例会で専決処分の承認をいただいたもの以外について改正するものであります。

次に、議案第58号、市道路線の認定について説明いたします。

都市計画法第29条の規定による開発行為に伴い、市に帰属する公共施設である2路線を市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第59号、平成29年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ7億9,655万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ253億7,833万3,000円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明いたします。

款2総務費では、第10回アジア・エアガン選手権大会における開会式及びレセプションに係る費用、女性相談業務委託料、和光市コミュニティ助成事業補助金等を追加計上しております。

款3民生費では、保育園運営委託料や小規模保育事業所負担金等を増額するほか、新設保育園整備補助金や既存保育園改修整備補助金、平成28年度国庫及び県支出金の精算に伴う返還金等を追加計上しております。

款4衛生費では、予防接種に係る定期接種費負担金を増額するほか、清掃センターの焼却灰ピット室等コンクリート劣化補修工事請負費等を追加計上しております。

款7商工費では、消費生活相談員の通勤費等を増額しております。

款8土木費では、市道408号線道路改良や通学路安全対策に係る工事請負費、事業の進捗に伴う越後山及び白子三丁目中央土地区画整理組合に対する補助金等を増額しております。

款9消防費では、防災倉庫設置に係る工事請負費を追加計上しております。

款10教育費では、本町小学校プールろ過装置交換や、総合体育館防犯カメラ設置に係る工事請負費、運動場の整備に用いるスポーツトラクタを購入するための費用等を追加計上しております。

款12諸支出金では、財政調整基金及び特定目的基金への積立金を増額しております。

次に、主な歳入について説明いたします。

款10地方特例交付金では、交付額の決定に伴い、減収補てん特例交付金を減額しております。

款15国庫支出金及び款16県支出金では、子どものための教育・保育給付費国庫及び県負担金や保育対策総合支援事業費補助金等を増額するほか、保育所等整備交付金や、彩の市町村愛着連携事業補助金を追加計上しております。

款17財産収入では、市債管理基金運用利子を追加計上し、款18寄附金では、和光市まちづくり寄附条例寄附金を増額し、款19繰入金では、和光市まちづくり基金繰入金を増額するほか、前年度介護保険特別会計収支精算金繰入金等を追加計上しております。

款20繰越金では、前年度の実質収支額が当初予算額を上回ったことから4億357万5,000円を増額しております。

款21諸収入では、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金や、平成28年度国庫及び県支出金の精算に伴って追加交付となる負担金を追加計上しております。

款22市債では、市道408号線道路改良や通学路安全対策に係る工事請負費の増額に伴い、市道舗装補修事業債を増額するほか、越後山及び白子三丁目中央土地区画整理組合に対する補助金の増額に伴い、土地区画整理組合活動支援事業債をそれぞれ増額しております。

なお、和光市健全な財政運営に関する条例第9条第2項では、毎年度の起債の合計額が地方債元金償還額を下回るよう努めることとされておりますが、今般の市債の増額補正に伴いまして、普通会計における起債の合計額が、地方債元金償還額を9,100万円程度上回ることとなります。

市では、快適で暮らしやすいまちづくりを目指し、和光市駅北口地域を初めとする土地区画整理事業や公園整備事業などの都市基盤整備事業を積極的に進めているところでございます。これらの事業につきましては、当該条例で例外的に認められている重要性や緊急性の高い事業として市債を発行するものであります。

地方債の発行につきましては、後年度の財政運営に大きく影響を与えるものとなりますので、今後も事業の重要性や緊急性を十分考慮した上で検討してまいりたいと考えております。

次に、議案第60号、平成29年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ5億296万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ84億7,917万4,000円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明いたします。

款1総務費では、平成30年度からの国民健康保険制度改正に伴う税率改正の協議を行うため、国民健康保険運営協議会委員報酬を増額し、款4前期高齢者納付金等では、拠出金額の確定により増額しております。

款9基金積立金では、前年度歳計剰余金の一部を国民健康保険保険給付費等支払基金へ積み立て、款10諸支出金では、前年度の国庫支出金の確定による返還金を計上しております。

次に、主な歳入について説明します。

款5療養給付費等交付金では、平成28年度の交付額の確定により増額し、款10繰入金では、

国民健康保険運営協議会委員報酬を増額することに伴う事務費繰入金を増額しております。

また、款11繰越金では、平成28年度決算が確定したことにより、前年度歳計剰余金を増額しております。

次に、議案第61号、平成29年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ157万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億7,713万6,000円とするものであります。

歳出については、平成28年度後期高齢者医療保険料徴収額の確定に伴い、後期高齢者医療保険料等負担金を増額しております。

歳入については、平成28年度決算額が確定したことに伴い、前年度歳計剰余金を増額するものであります。

次に、議案第62号、平成29年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億1,918万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ36億6,446万1,000円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明いたします。

款1総務費では、介護保険システム改修の契約額確定により減額をしております。

款4市町村特別給付では、配食サービスの利用者が増加しているため増額しております。

款9基金積立金、款10諸支出金では、平成28年度の介護給付費、地域支援事業費及び介護保険事業費が確定したことに伴い、国、県等の負担金の返還金及び市の法定負担分となる一般会計繰出金を計上するほか、介護給付費準備基金積立金を増額するものであります。

次に、歳入について説明します。

款3支払基金交付金では、平成28年度の介護給付費、地域支援事業費が確定したことに伴い、交付金を増額しております。

款6繰入金では、歳出予算に連動する形で増額しております。

款7繰越金では、平成28年度決算が確定したことにより増額を行うものであります。

次に、議案第63号、平成29年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に479万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億5,708万4,000円とするものであります。

歳出については、和光市駅北口地区高度利用化検討に向け、款2区画整理事業費において、業務委託料、謝礼、車借上料及び講師等旅費を増額するものです。

歳入については、款3繰越金において、平成28年度決算額が確定したことに伴い、前年度歳計剰余金を7,972万5,000円増額、また款2繰入金においては、歳計剰余金の増額及び歳出増額に合わせて一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、議案第64号、平成28年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号、平成28年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号、平成28年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号、平成28年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号、平成28年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上5議案について一括して説明します。

それぞれの議案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度の決算について、監査委員の意見をつけて、議会の認定を求めるものであります。

初めに、議案第64号、平成28年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について説明します。

26ページをごらんください。

平成28年度の決算額は、歳入総額265億4,399万2,334円、歳出総額254億8,760万8,974円となり、前年度と比較して、歳入については31億6,403万4,149円、10.7%の減少となり、歳出については27億9,399万9,174円、9.9%の減少となっております。その結果、歳入歳出差引額は10億5,638万3,360円で、翌年度に繰り越すべき財源として1億5,280万8,000円を控除しますと、実質収支額は9億357万5,360円、前年度と比較して4億878万7,015円の減少となっております。

次に、議案第65号、平成28年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。

32ページをごらんください。

平成28年度の決算額は、歳入総額87億891万5,404円、歳出総額81億7,305万2,552円となり、前年度と比較して、歳入については1億1,838万1,468円、1.3%の減少となり、歳出については1億4,473万5,943円、1.7%の減少となっております。その結果、歳入歳出差引額は5億3,586万2,852円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も5億3,586万2,852円となり、前年度と比較して2,635万4,475円の増加となっております。

次に、議案第66号、平成28年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。

36ページをごらんください。

平成28年度の決算額は、歳入総額6億2,778万7,153円、歳出総額6億2,621万5,223円となり、前年度と比較して、歳入については4,135万2,810円、7.1%の増加となり、歳出については4,168万2,676円、7.1%の増加となっております。その結果、歳入歳出差引額は157万1,930円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も157万1,930円となり、前年度と比較して32万9,866円の減少となっております。

次に、議案第67号、平成28年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

44ページをごらんください。

平成28年度の決算額は、歳入総額33億5,256万5,693円、歳出総額32億4,949万634円となり、前年度と比較して、歳入については9,580万9,187円、2.9%の増加となり、歳出については9,666万1,270円、3.1%の増加となっております。その結果、歳入歳出差引額は1億307万5,059円で、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も1億307万5,059円となり、前年度と比較して85万2,083円の減少となっております。

次に、議案第68号、平成28年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。

48ページをごらんください。

平成28年度の決算額は、歳入総額6億7,603万287円、歳出総額5億6,050万221円となり、前年度と比較して、歳入については1億5,323万9,787円、18.5%の減少となり、歳出については2億675万1,822円、26.9%の減少となっております。その結果、歳入歳出差引額は1億1,553万66円で、翌年度に繰り越すべき財源として3,580万4,000円を控除しますと、実質収支額は7,972万6,066円、前年度と比較して5,656万4,995円の増加となっております。

なお、主要な施策の成果と予算執行の実績は、別冊の報告書のとおりであります。

次に、議案第69号、平成28年度埼玉県和光市水道事業決算の認定及び剰余金の処分について説明いたします。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成28年度の決算について、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

2ページをごらんください。

収益的収入及び支出では、収入決算額は14億5,828万44円で、前年度より3,291万5,318円の増額となり、支出決算額については12億1,464万5,264円で、前年度より3,873万7,306円の減額となりました。

4ページをごらんください。

資本的収入及び支出では、収入決算額は2,217万6,685円で、前年度より1,979万5,357円の増額となり、支出決算額については9億9,276万1,159円で、前年度より4億4,526万959円の増額となりました。

次に、5ページをごらんください。

平成28年度の経営成績をあらわす水道事業損益計算書では、営業収益が営業費用を上回ったため569万7,732円の営業利益に、経常収益は1億7,395万5,806円となっており、当年度は1億7,395万672円の純利益となりました。

次に、6ページをごらんください。

地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについては、未処分利益剰余金から3,300万円を減債積立金へ積み立てし、2億1,003万611円を資本金に組み入れるため、剰余金の処分について議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第70号、平成28年度埼玉県和光市下水道事業決算の認定及び剰余金の処分について説明します。

まず、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成28年度の決算について、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

2ページをごらんください。

収益的収入及び支出では、収入決算額は11億3,507万8,073円で、前年度より158万1,264円の増額となり、支出決算額については10億1,578万3,841円で、前年度より1,633万3,877円の減額となりました。

4ページをごらんください。

資本的収入及び支出では、収入決算額は9,480万8,416円で、前年度より1,510万7,785円の減額となり、支出決算額については4億9,155万339円で、前年度より73万5,818円の減額となりました。

次に、5ページをごらんください。

平成28年度の経営成績をあらわす下水道事業損益計算書では、営業利益は3,047万8,269円、経常利益は1億1,409万1,644円となっており、当年度は1億1,408万9,691円の純利益となりました。

次に、6ページをごらんください。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについては、未処分利益剰余金から1億3,433万7,215円を資本金へ組み入れるための剰余金の処分について議会の議決を求めるものであります。

○吉田けさみ委員長 提出議案の説明は終了いたしました。

休憩します。（午前10時07分 休憩）

再開します。（午前10時08分 再開）

まず、議案の先議についてです。

報告第4号、報告第5号は、議決の対象とならない報告事件なので質疑までとなり、討論、採決はありません。この質疑は通告をとらず、開会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、議案第52号は、庁舎防災拠点整備工事の請負契約の締結についての議案です。緊急性を要することから、委員会の付託を省略し、質疑、討論は通告をとらず、開会日に採決をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、議案第64号から議案第70号までの各会計及び事業決算は、各常任委員会に付託したい

と思います。なお、総括質疑及び閉会日の委員長報告に対する質疑は、先例により行わないことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読—添付資料参照—〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、請願・陳情についてです。

今回は、提出期日までに受理した請願はなかったことを御報告いたします。また、提出期日までに持参し、提出された陳情はなかったことを御報告いたします。

次に、郵送で提出された陳情について報告願います。

齊藤秀雄議長。

○齊藤秀雄議長 今回郵送で提出された陳情は、配付しましたとおり、平成29年8月8日受理の「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について、以上1件でございます。

○吉田けさみ委員長 ただいま報告されました陳情は、本会議の審議は行わず、その写しを全議員に配付いたしましたので御確認ください。

次に、一般質問についてです。

通告者は17人です。質問時間は、申し合わせにより再質問を含めて1人30分以内としたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、会期について、会期は23日間とし、常任委員会は決算の議案がありますので5日間とし、両常任委員会を同時開催としたいと思います。一般質問は4日間とし、1日目を5人、2日目以降を1日4人としたいと思います。

また、9月1日金曜日、4日月曜日、5日火曜日を調査休会に、21日木曜日を休会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は9月4日月曜日の正午までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について、議長から報告があります。
齊藤秀雄議長。

○齊藤秀雄議長 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員のうち、市議会議員選出区分において3人の欠員が生じたので、同連合会規約に基づく選挙を実施するとのこと。

候補者数が選挙すべき議員数を超えた場合には、本定例会の閉会日に選挙を実施するとのことになりますので、御了承願いたいと思います。

候補者数の結果は、確定次第、主管課を経由して通知されますので、選挙の有無は確定次第御報告させていただきます。

告示日が8月2日で、候補者届出受付期間が8月23日から29日までとなっております。

○吉田けさみ委員長 ただいま議長から発言がありました件は、御了承いただいでよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、選挙の有無については、結果がわかり次第、報告をお願いいたします。

次に、議員から提出されました意見書案の取り扱いについてです。

緑風会の議員から1件、日本共産党の議員から1件の意見書案が提出されています。

この意見書案の調整のため、9月6日水曜日、総括質疑の本会議終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

また、調整が整った場合は、9月19日火曜日、一般質問3日目の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、決算審査について確認します。

常任委員会に付託しますので、市長への質問事項や指摘事項は、委員会ごとに決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

市長への質問については、委員会において審査を尽くしても疑義が残ったあるいは生じた場合に行うものとし、指摘事項は審査に触れ、かつ市長への質問を経ても今後の予算編成や執行で特に留意することを求めるものになりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

なお、市長への質問事項は、1つの質問につき1回の回答で完結となりますので、御了承おきください。

指摘事項が生じた場合、内容によっては両常任委員会と調整する必要があります。その際は、正副議長と両正副常任委員長で調整することを御了承おきください。各常任委員会においても御周知いただき、委員から一任いただいでください。

なお、平成27年度各会計決算に係る各常任委員会の指摘事項はございませんでしたので、執行部からの改善策はございません。念のため報告いたします。

決算審査の確認は以上となります。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、今期定例会のポスターについてです。

白板に掲示いたしましたとおりです。これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

以上で特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成29年和光市議会9月定例会についての協議を終了します。

次に進みます。

特定事件7、議会だよりの編集、作成についてとして、和光市議会だよりNo. 100についてです。

休憩します。（午前10時19分 休憩）

再開します。（午前10時45分 再開）

議会事務局から、前回、調査を依頼しました件について御報告をお願いいたします。

高橋議事課長補佐。

○高橋議事課長補佐 それでは、報告させていただきます。

お手元に、広報わこう8月号ということでお配りしております。現状を先に申し上げますと、市議会だよりにつきましては、広報わこうに、中折りということで入っております、ページ番号については7ページから10ページという番号を振っております。費用につきましても、秘書広報課で委託料を計上しているのが現状でございます。

事務局で調べたところ、現在、広報わこう、7ページから10ページを、市議会だより1ページから4ページにすることにつきましては、技術的にはできるということで、費用的にも変わらないということで回答はいただいているところですが、担当課に提案したところ、現在、秘書広報課で費用を持っているので、これを市議会だよりということで銘打って出すということは、議会費で持っていただくのが、執行部側としては筋だろうということで回答がありました。

次に、今現在4ページですけれども、ページ数を4ページから8ページにふやす場合ですが、費用的には倍になるという、リフコムの方では16ページしか印刷ができないと。それを4ページふえるということであれば、リフコムから外注になりますので、その部分も費用がかかるということで、すぐには費用は出ないんですけれども、かなりの金額がかかってくるということでございました。

次に、議会だよりを増刷する場合ですけれども、商業輪転機で印刷するため、500部でも1万部でも最低10万円はかかるということで御理解をしてくださいということでございました。

さらに、市議会だよりを広報とは別に単独配布する場合は配布料がかかります。見積もりをとったところ57万5,640円費用がかかるという報告をいただいております。

○吉田けさみ委員長 それでは、調査していただいたことを踏まえて、各会派からの御意見をいただければと思います。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましては、今、この市議会だよりが広報わこうの中にとじられているということで、市議会だよりが市民の方に周知されていないということがあって、せっかく、こういうのをつくっていても、市議会だよりがこの中に入っていることがわからないという方が多くいます。そんなことから、100号を記念して、別冊で配ればいいのかと考えて提案させていただいたんですけれども、費用面とか、いろいろな面で、まだ検討が必要なのかと思いますけれども、この市議会だよりを出すに当たって、どのようなことで市議会だよりを配っているかということも、もうちょっと考えていければと思っています。

増刷をして市議会だよりを駅とか公民館などに単独で置ければ、少しは市議会だよりが周知ができるかなと考えています。

○吉田けさみ委員長 公明党、富澤啓二委員。

○富澤啓二委員 公明党といたしましても、100号を特別号ということで別立てで出すことは意義があることだと思います。評価したいと思います。

和光市では、中に入れて、議会だより、広報わこうと一緒に通し番号で出しておりますが、近隣3市はどういう状況でやられているのか確認をしていただけるとありがたいと思います。

あと、費用面に関しては、先ほどの報告でわかりましたが、これは要検討する問題だと思っています。

○吉田けさみ委員長 日本維新の会、金井伸夫委員。

○金井伸夫委員 もちろん、部数的には、できるだけアップしないような形で別冊にする場合にはしたほうがいいと思いますし、それから編集の仕方も、もし別立てにするのであれば、もっと議員で自主的に編集する必要があるかなと。これまでのいきさつについての説明を受けましたので、いきさつからして別立てする場合には、そういった要素も考えていく必要があるかなと思いますので、もう少し検討したいなと思います。

○吉田けさみ委員長 新しい風、猪原陽輔委員。

○猪原陽輔委員 緑風会の吉田武司委員から、前回の議会運営委員会で御提案いただいて、100号記念に、開かれた議会を我々は目指しているわけですので、そういった意味からも、広報わこうをアピールする、PRするというのは、大変いいことだと認識しておりました。

そして、一緒に広報わこうと配られるのであれば、それほどコストもかからないだろうとい

う、前回のそういった思いというのもあったので、それほどかからないのであれば、御提案のとおりでいいかなと思っていたんですが、先ほどちょっと説明いただいたところ、コスト的に課題があるということで、その意見を聞いて、再度また、会派の中で検討が必要ではないかということで、再度検討させていただきたいなと思っております。

○猪原陽輔副委員長 議事を委員長と交代します。

日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 日本共産党としては、広報で通し番号になっているということには以前から疑問がありました。やっぱり執行部と議会という関係からすると、せめて市議会だよりということで番号をつけてもらいたいというのがあったんですね。

疑問点ということで言えば、下の番号を通し番号から離すというだけで、予算も費用的には変わらないということで、それなら、番号を分けるんだったら、費用は議会のほうで持ってくださいというのであれば、総務で持っている広報の費用を、議会のほうに回していただくという方法がとればいいなと考えています。その点で、そこまでやるなら、じゃ、印刷も何もかも議会のほうでやるべきじゃないかということまでいくのかどうか、その辺をもう一度、市のほうと折衝していただければなと考えています。

○吉田けさみ委員長 議事を副委員長と交代いたします。

オブザーバーの方から御意見をいただきたいと思います。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 100号は特筆的にやるのには賛成です。下の番号を変えたりするのはお金がかからないはずだから、むしろ、ぱっとあけたときに、これは秘書広報課かもわかりませんけれども、ぱっとあけた1番目の市議会だよりというタイトルを100号のときには上に、3ページ目から載せてくれれば一番に見てくれる。4ページ、5ページ、6ページじゃなくてね。それで、この辺のデザインをもっと、おとなしいと負けちゃっているんですね、今回は運動会とかがいっぱいあると、この市議会だよりをもうちょっと倍ぐらいにして、ぼちっとして、市議会だよりというのを目立たせて、そうすれば中に入れ込んでも、これは市議会だよりだなと、広報と対抗するぐらいのデザインにして、専門家に考えてもらったらと思います。ちょっとぐらい白黒で別刷りでもして、駅に置くとか、それから抜いてつくるか何か、作業で抜いてもいいじゃないですか、紙代はあるならね。

○吉田けさみ委員長 希望、菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 議会だよりを出したそもそもの理由と、やっぱり議会で行っていることを知ってもらうということで、議会だよりのあり方を改めて考えるということは大切なことだと理解をいたします。

ただ、発行するということになると、具体的な手順等、事務局にも調べていただきましたけれども、費用面もあるということで、過去の経緯とか調べて、こちら側、議会側としての考えというのを固めていったほうがいいのかなという気がいたします。

それからもう一つ、この今の現状になるに当たっては、大分議会のほうとしても、執行部側の手法について極力協力する形で今の形式になってきたということが1点と、議会の予算も大分、市のほうの財政状況を考えてということで、大分図書室のあり方とか、いろんな面で経費については見直しも行ってきているので、そういったことも改めて議会側、議員のほうでも調べて、改めてこの議会運営委員会の場で協議するという形にさせていただければと考えます。

○吉田けさみ委員長 歩みの会、小嶋智子委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 100号を記念号にしてというのは、とてもいいなと思っております。ただ、やっぱり配布についての費用の面等もありますし、それから通しナンバーであることがどうなのか、そういったことも踏まえて、それから今までの経緯なども踏まえて、もう一度というか、やはり何度も検討を重ねていって、今考えられる一番いい方法を見つけていけるようにはなっております。

○吉田けさみ委員長 それでは、皆さんからそれぞれ意見を出していただきました。今の意見を踏まえて、再度持ち帰っていただいて、次回、何とか形にしていきたいと思うんですね。費用等は、特に問題になってきたかなと思うんですけども、紙面のつくり方によっても、費用をかけずに100号らしいものをつくるということもできるのではないかと考えますので、ぜひ、会派で再検討してきていただきたいということで、この広報について、100号についての審査は終わらせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、和光市議会だよりNo. 100の発行については、継続し、皆さんの御意見を伺ってきたいと思います。

次に、今後の議会運営委員会等の日程を確認します。

9月6日、水曜日、本会議終了後、意見書案の調整。

9月19日、火曜日、本会議終了後、意見書案がまとまった場合の意見書案の確認。

9月22日、金曜日、本会議終了後、議会だより編集事前打ち合わせ1回目。

10月11日、水曜日、9時半から議会だよりの編集事前打ち合わせ2回目。

10月19日、木曜日、13時30分から議会運営委員会で議会だよりの編集について会議を行いたいと思います。

以上となります。御出席くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、次回の議会運営委員会の際に、今回の100号についての御意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

赤松祐造委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 今、委員長がスケジュールを言ったのは、白板に張っているものですか。

○吉田けさみ委員長 そうです。

菅原満委員外議員。

○菅原満委員外議員 委員外議員なんですけれども要望です。決算も委員会であわせて審査をするということで、一般質問と決算審査とあるわけなんですけれども、その辺、委員会で審査を尽くすところは尽くしていただくよう、各常任委員長から各委員会をリードしていただければということで要望というか、お願いをさせていただければと思います。どんな審査があったか、一人会派なので、委員長報告で、所属していない委員会の様子を知りたいものですからお願いいたします。

○吉田けさみ委員長 それでは、本日の記録及び公開資料等については、委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前11時01分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 け さ み